

広島県告示第六百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市佐伯区五日市町大字石内及び同市佐伯区五日市町大字上小深川 地内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三十四条で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
区域の名称	区域の名称	区域の名称	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石原一九九一（六二二六―一）	石原一九九一（六二二六―一）	石原一九九一（六二二六―一）	石原一九九一（六二二六―一）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次（の図のとおり）	次（の図のとおり）	次（の図のとおり）	次（の図のとおり）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上小深川甲 九六〇（六二二七）	上小深川甲 九六〇（六二二七）	上小深川甲 九六〇（六二二七）	上小深川甲 九六〇（六二二七）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次（の図のとおり）	次（の図のとおり）	次（の図のとおり）	次（の図のとおり）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上小深川甲 九六〇（六二二七―一）	上小深川甲 九六〇（六二二七―一）	上小深川甲 九六〇（六二二七―一）	上小深川甲 九六〇（六二二七―一）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次（の図のとおり）	次（の図のとおり）	次（の図のとおり）	次（の図のとおり）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。